

都市計画案に対する意見書の要旨及び区の回答

都市計画の種類及び名称 東京都市計画地区計画神南一丁目北地区地区計画

	縦覧期間・場所	意見書の数
都市計画案の縦覧・意見書の提出	令和4年11月14日から 令和4年11月28日まで 渋谷区役所 都市整備部 都市計画課	1通

【意見書の要旨と区の回答】

神南一丁目北地区地区計画に対する意見

意見書の要旨	区の回答
○建築物の容積率の最高限度について 3（1）及び4（1）における「シェアサイクルポートの整備」を「シェアサイクルポート及び駐輪場の整備」に修正してほしい。	○地域の皆さまと意見交換を重ねながら作成した「街並み再生方針」において地域に必要な機能として示されている「シェアサイクルポートの整備」を容積緩和の対象として位置付けています。
○その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針について 「1 歩行環境の改善に資する交通対策（集約駐車場及び共同荷さばき場の整備、共同荷さばきルールへの参画）を推進する。」という文言の（ ）書き内に「利用しやすい駐輪場等の整備」を追加してほしい。	○公共駐輪場の整備については「渋谷区自転車等駐車場の整備と駐輪対策に関する方針」において示されている具体的な施策に則り、整備を推進しています。また、民地内の駐輪場については「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」及び「渋谷区土地利用調整条例」に基づき適切に整備されています。

その他意見

意見書の要旨	区の回答
○この度の案は「渋谷公園通商店街振興組合」から渋谷区に提案書が提出されているが、なぜ認定まちづくり協議会を設立してから提出していないのか。「神南・宇田川	○街並み再生方針の策定に係る提案については、渋谷公園通商店街振興組合の方々のみではなく、地元地権者の方々と話し合いの結果、渋谷公園通商店街振興組合が地域

<p>周辺地域まちづくり指針」には、まちづくり組織設立の検討を謳っているが、なぜ認定まちづくり協議会の設立を検討しなかったのか。</p>	<p>の意見として取りまとめ、渋谷区に提出いただいております。現在、当地区を含むエリアで認定まちづくり協議会を設立するといった具体的な検討は行われていませんが、公園通り商店街振興組合を中心に、地域の方々により、エリアプラットフォームを設立するなど具体的な公共空間の活用等について検討がされています。</p> <p>今後認定まちづくり協議会が設立される際には、当該エリアの方々とは意見交換をしながら進めてまいります。</p>
--	---